

# 広島県外壁補修工事業協同組合定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な掲示活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、広島県外壁補修工事業協同組合と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、広島県の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を広島市に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、広島県において発行する中国新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

### (規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の行う建設工事の共同受注
- (2) 組合員の取り扱う資材及び副資材の共同購買
- (3) 組合員の行う建設工事の共同検査
- (4) 組合員の行う建設工事に係る工事の保証
- (5) 組合又は組合員の行おうとする建設工事に関する事前調査・診断
- (6) 組合員のためにする共同宣伝
- (7) 組合員のためにする外国人研修生共同受入れに関する事業
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (9) 組合員の福利厚生に関する事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業